

常総市立飯沼小学校 いじめ防止基本方針



令和8年4月1日

常総市立飯沼小学校

いじめ防止基本方針

常総市立飯沼小学校

常総市立飯沼小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では、以下の基本理念のもと、いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

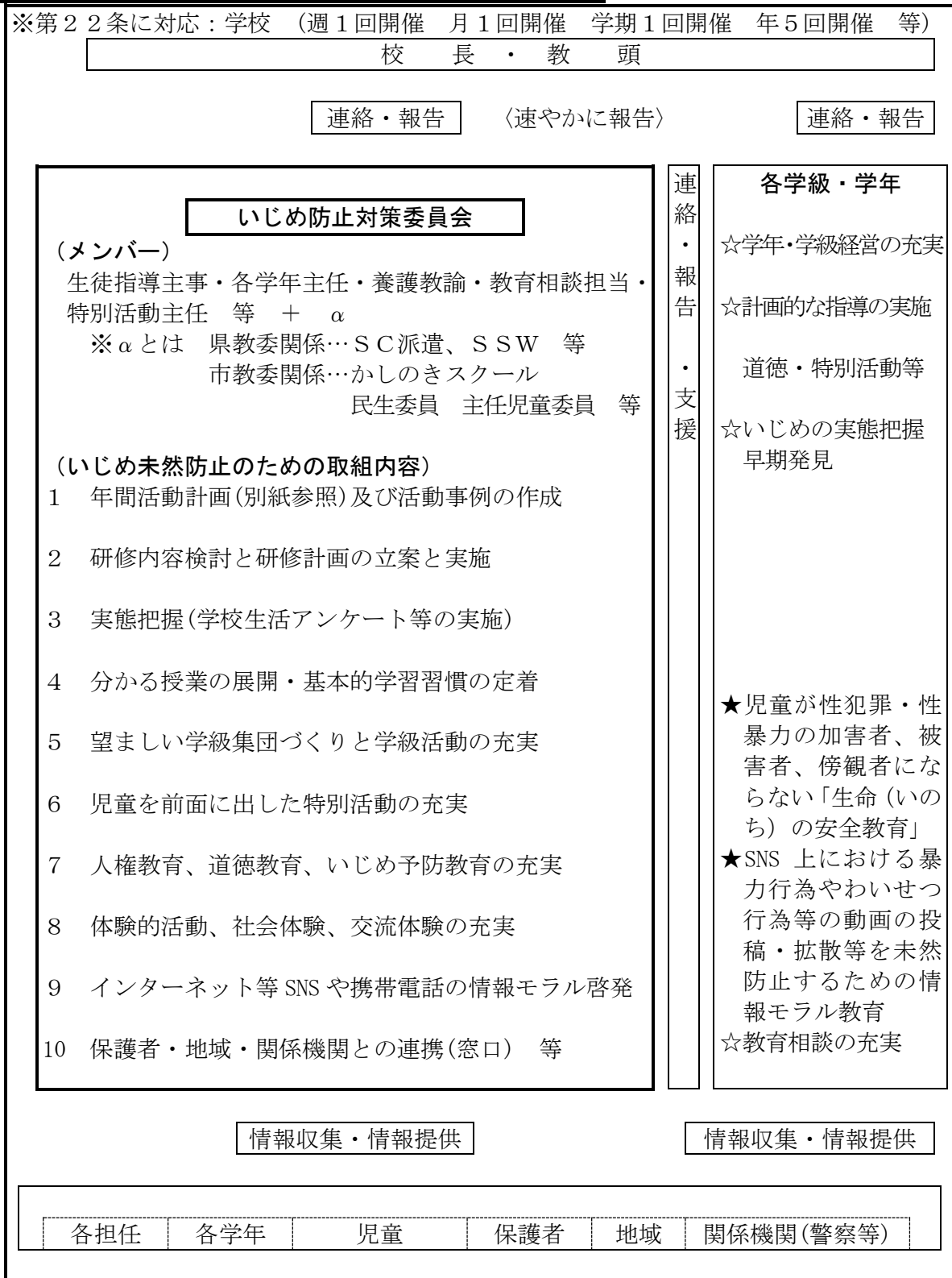
(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、「地域総ぐるみ」での関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

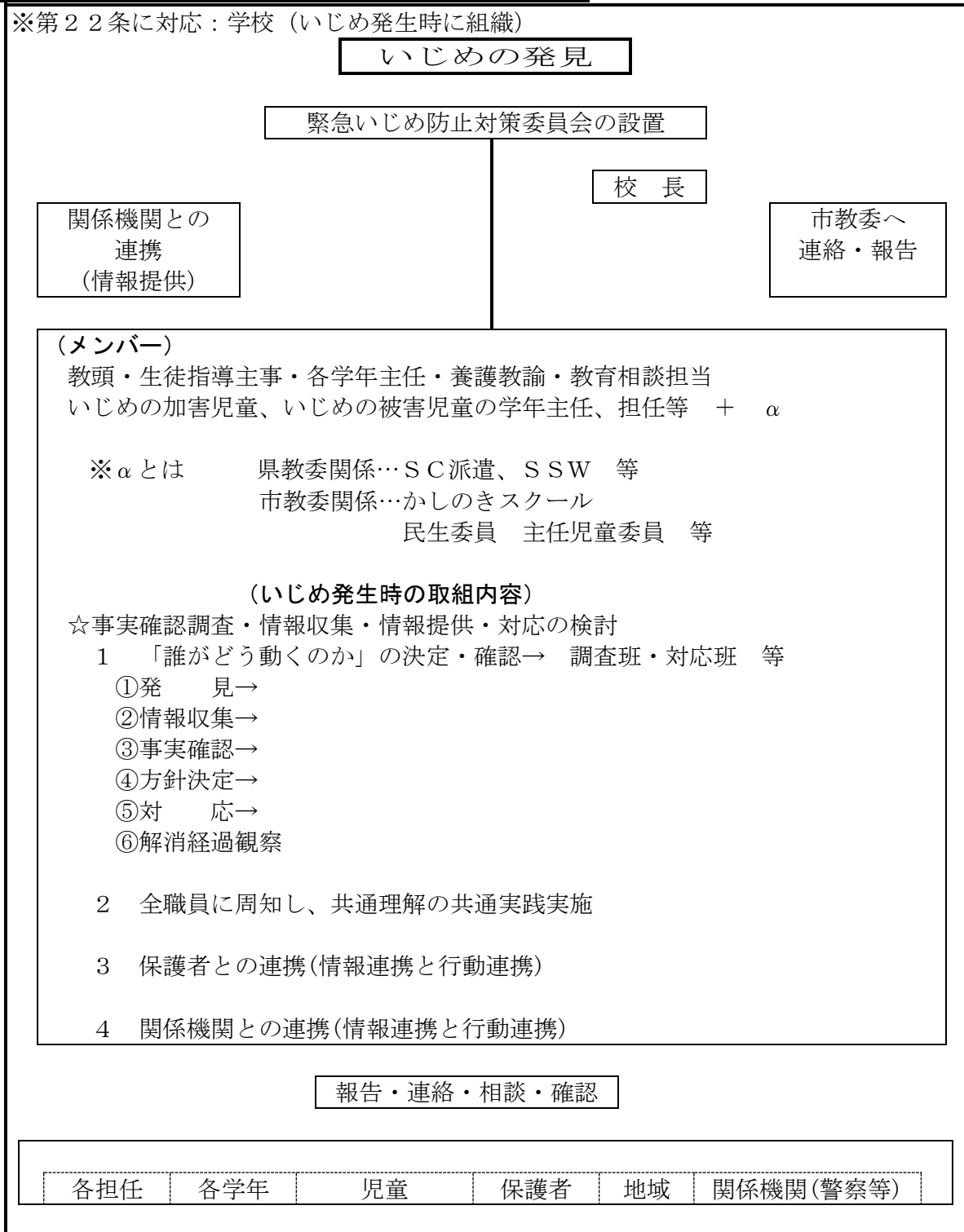
以下は、本校のいじめの「未然防止・早期発見のための校内組織図」と「いじめ発見時の対応組織図」である。

飯沼小学校いじめ防止・対応のための校内組織図

◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」（組織図1）

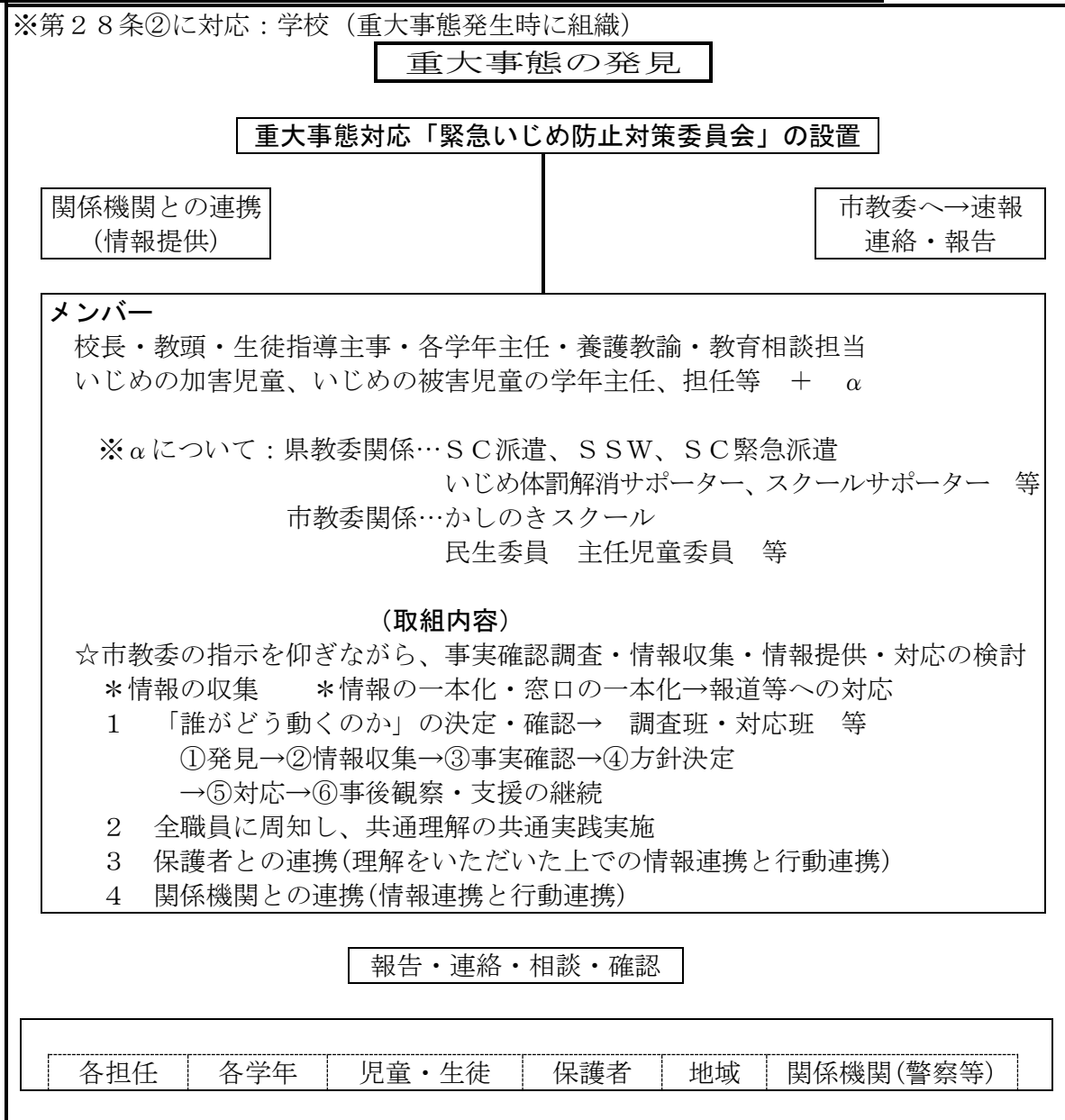


◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」（組織図２）



※ 本校ではいじめ問題対策協議会(上記では「いじめ防止対策委員会」とする)等を組織(第２２条：平常時と発生時)し、いじめ防止のための年間指導計画等に学校全体で取り組む。また、同協議会が保護者や関係諸機関との窓口となり、日頃より協力体制を築いておく。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」（組織図3）



※ 本校では重大事態が発覚した時点で、重大事態対応「緊急いじめ防止対策委員会」を緊急に立ち上げ、組織的に対応する。同時に、市教育委員会等関係機関の支援を仰ぎながら、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等に万全を期し、全校児童並びに保護者の不安を解消する。

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、違和感を覚えたら、いじめではないかとの疑いをもって、「疑い」の早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが重要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

- ① 教師と児童の普段の関わり
普段から共感的な児童理解に努め、些細な変化や交友関係の観察把握に努める。
日頃から毎朝の健康観察や「いばらき心の健康観察」等、丁寧に行い、児童に寄り添い、温かく見守るような関わりを継続する。
- ② 組織での検討
児童に関する情報を職員が常に共有し、いじめ問題に対して組織的な対応を図る。
- ③ 学校生活(いじめ)アンケートの実施
毎月定期的に、また必要に応じて随時生活アンケート並びに調査活動等を実施する。
- ④ 教育相談の充実
希望教育相談並びに全児童を対象とした教育相談を定期的に設定し、児童の動向を観察する。
- ⑤ 学校だよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発
いじめ防止並びに人権啓発を広報誌で積極的に保護者に呼びかける。
- ⑥ いじめの相談・通報窓口について
学校以外の第三者機関を児童並びに保護者に周知徹底し、万が一のSOSの小さなサインを見逃さず、受け止められるようにする。
- ⑦ 家庭及び地域との連携
日頃から保護者とのコミュニケーションを心がけ、好ましい人間関係を構築しながら積極的な児童の情報交換に努める。
- ⑧ 関係諸機関との連携
所轄警察等と児童生徒たちの情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話合いの機会をもつ。
- ⑨ いじめ問題に対する研修の充実
県教委並びに文科省作成の指導手引きやリーフレットを読み合わせたり、研修動画を視聴したりする等、職員個々のいじめに対する鋭い感覚を養う。加えて、いばらきスクールロイヤーを活用した教職員研修会に積極的に参加する。
- ⑩ インターネットを通して行われるいじめに対する対策
インターネットやラインと呼ばれる携帯電話による深刻ないじめの実態と対処法について、職員並びに保護者に啓発を図る。

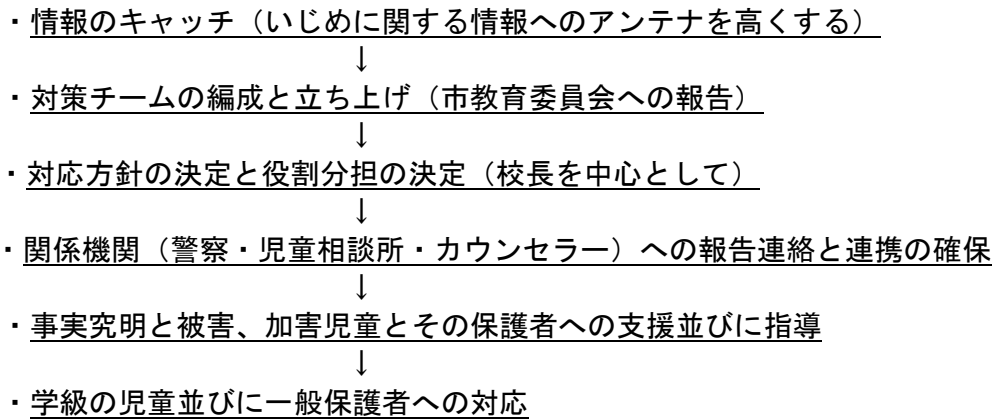
(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応・早期解消）

いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携を図る。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための本校の取組

- ① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）組織図 2
- ② いじめへの具体的対応の手順



③ 重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、「生命・心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには、児童や保護者から重大事態との申立てがあった場合は、次の対応を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、常総市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、加害行為が犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力等、毅然とした対応を行う。
- カ いじめの周辺にいる周囲の児童や職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

4 その他の重要事項

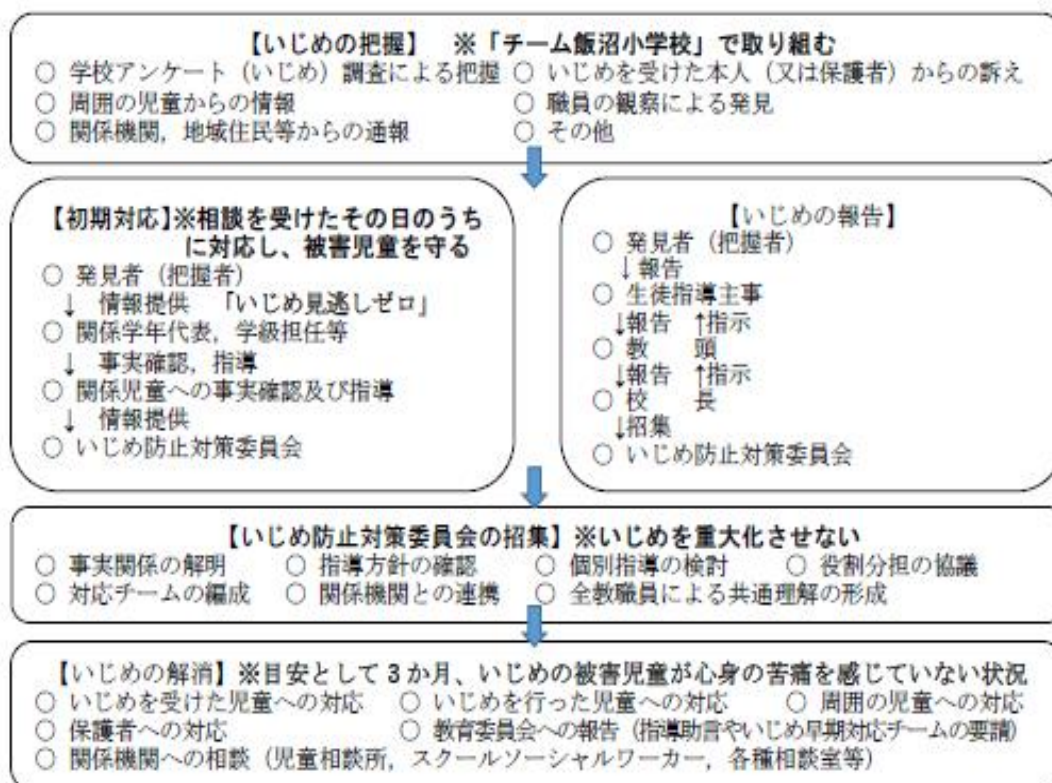
(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

- ① いじめの未然防止・再発防止に関する取組について学校ホームページで公表する。
- ② いじめの早期発見・対応に関する取組について学校ホームページで公表する。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員、学校評議員等で評価検証する。
- ④ いじめに関する点検評価に基づいて、いじめ防止基本方針の見直しを図る。

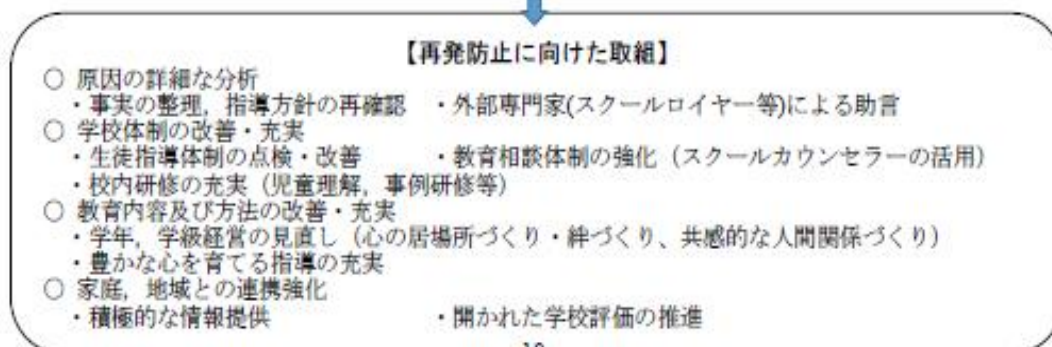
(2) いじめを生まない児童が安心して学べる魅力ある学校・学級づくりについて

- ① 特別活動等による「集団づくり」や各教科の「授業づくり」を通して、全ての児童に活躍の場と互いに認め合う機会を確保する。
- ② 全職員が「させる」から「支える」への支援の方向性を持ち、各教科と生徒指導を一体化させた授業づくり・集団づくりを行うことで、児童の自己肯定感・自己有用感の向上を図り、いじめが起こらない安心安全な学校風土を醸成する。

いじめ問題発生時の対応



	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周りにいる児童
校 内	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底して守る。 ・関係機関と連携を図り、最前の手立てにより早期解消を図る。 ・心のケアに努め、自尊感情や自己肯定感を高める。 ・安全確保のための巡視体制を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の人権を犯す犯罪行為であることを気付かせ、他人の痛みを理解させる。 ・いじめは絶対に許されない行為であることを諭す。 ・不満やストレスがあってもいじめに向かわない解消方法を身に付けさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さに気付かせる。 ・いじめを傍観したり、はやしたたりする行為も許されないことに気付かせる。 ・みんなの力でいじめをなくし、よりよい生活をつくることの大切さを自覚させる。
保 護 者	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発生に対する謝罪及び事実経過の説明をする。 ・SNS等のやりとりの見守り ・今後の指導方針及び具体的な手立てについて説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実経過の説明をして、家庭における指導を要請する。 ・いじめられている児童及び保護者への謝罪に立会い、仲介をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮のもと、学級懇談会等で事実経過について説明する。



いじめ早期発見のためのチェックリスト

～先生方へ～

このシートは、各先生方が、いじめの兆候に早く気づけるように学級集団をチェックするリストです。気にかかる項目にあてはまる児童生徒が学級にいた場合には、名前を書き入れ、その児童生徒の様子を慎重に観察してください。

場 面	観察の観点	あてはまる子がいる	
		チェック	名 前
始業前	・遅刻、欠席、早退が多くなる。		
	・登校してから、身体の不調を訴えることが増える。		
授業中	・学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。		
	・グループ学習の時に、机を離されたり、避けられたりする。		
	・発言に対し、冷やかしゃからかいが多い。		
	・保健室によく行くようになる。		
休み時間 ・昼休み	・1人で過ごすことが多い。		
	・職員室に用もなく、意図的に用事をつくって、よく来るようになる。		
	・他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくる。		
	・遊びの中で、いつも同じ役をしている(させられている)。		
給食時間	・給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。		
	・特定の子が配膳するといやがられる。		
	・嫌がる仕事をよく任されている。		
清掃時間	・1人みんなと離れて掃除をやらされていることがある。		
	・みんなが嫌がる分担を行っている。		
放課後・部活動	・急いで1人で帰宅する。		
	・部活動を休みがちになる。		
	・部活動の話題を避けるようになる。		
その他	・グループ分けなどでなかなか、所属が決まらない。		
	・持ち物や掲示物に落書きされる。		

* 教科担任制の場合には、授業の様子をよく観察し、教職員間で情報をつなぐなど、チェックにもれないように十分配慮してください。

～いじめ認知への意識を高めよう①～

いじめを重大化させないために



サッカー部の先輩にSNSで呼び出されてお金や、高価な筆記用具をむりやり取られたよ。



僕もやり返しているけれど、毎日、同じ友達に殴られる。



変なあだ名で呼ばれて嫌だった。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条（以下：法）】



Q: 学級外のことだから、いじめではない？
A: いじめの疑いがあります。
学級外でも、「一定の人的関係」に当てはまります。「一定の人的関係」とは、児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒との何らかの人的関係を含むので、いじめの疑いとして対応しましょう。



Q: やり返しているから、いじめではない？
A: 見た目にはけんかのように見えることでも、被害性に着目した見極めが必要です。「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」かどうか、いじめ認知の基準になります。面談などを実施して、話を聞いてみましょう。



Q: 暴力や物を取られていないから、いじめではない？
A: いじめの疑いがあります。
「児童等が心身の苦痛を感じているかどうか」が、いじめ認知の基準になります。当該児童生徒が「嫌」と思う時点で、いじめの疑いがあるとして対応しましょう。



『いじめ見逃しゼロ』をお願いします！

1人の教師の中で「この子はこれくらい大丈夫だろう」とか、「これくらい周囲の子もやられている」という判断は大変危険です。児童生徒が、おしゃべりの延長で笑顔で相談してきても、本当はとても困っているかもしれません。どんないじめでも命に関わる重大な結果につながる危険性があることを忘れないでください。教員はいじめのアンテナを高く持って、いじめだと疑われる場合や、いじめに発展しそうだとと思われる状況を把握し、早期発見のための方策（アンケート、児童生徒と担任の二者面談など）や未然防止の体制づくりに努めましょう。

いじめ認知の変容

Q: これっていじめ？



あと少しでこの問題が解決終わりそう...



答えは〇〇だよ。



答えを教えて欲しくなかったのに...

法による「いじめ」の定義の変遷

【～平成17年度】
自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。

【平成18年度～】
当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

【平成25年「いじめ防止対策推進法」施行～】
被害者が心身の苦痛を感じているもの（被害者の主観） ← 現在の法律

つまり

加害児童生徒は親切心であっても、被害児童生徒が『苦痛』を感じているのであれば『いじめ』として認知しなければなりません。

ただし、加害児童生徒は親切心から行ったことから、加害児童生徒には、「いじめ」という言葉を使用しないで指導助言をすることも可能です。

ただし



※何度も繰り返して行う場合は、「いじめ」という言葉を使って指導していく必要があります。

双方がいじめを訴えた場合の対応について

「被害者を守る」と言っても、どちらも被害を訴えた場合は？

(例) Aが同じクラスのBにいじめられたと泣いて訴えた。担任は学年主任に報告をし、学校は「学校いじめ対策組織」を設置した。いじめの状況を把握するため、担当の教員がBから情報を得ると、「そもそもAが僕をいじめていた。嫌だったからやりかえただけだ。」と言っている。いじめの認知はどうすればよいか？



A



B

Q あなたなら、どのように認知しますか。

- 1 Aが訴えてきたから、Aがいじめられたと認知する。
- 2 Bが怒っているから、Bがいじめられたと認知する。
- 3 AもBもいじめられたと認知する。

「いじめ」は ・AもBも児童生徒であること
 ・AとBに一定の人的関係があること
 ・心理的又は物理的な影響を受ける
 ・対象の児童生徒が心身の苦痛を感じる
 ※この4条件で「いじめ」と認知します。→だから、答えは③になります。
 【参考：いじめ防止対策推進法 第2条】

この後の対応について

この案件の場合、どちらもが加害児童生徒であり被害児童生徒でもあります。つまり、いじめが2件発生したとして、AとBのどちらの保護者にもいじめの内容や、進捗状況を伝えつつ、双方に支援し指導をしていく必要があります。

【参考：いじめ防止対策推進法 第23条 第2項】



←
 ・支援
 ・指導
 ・報告



→
 ・支援
 ・指導
 ・報告



早期対応の徹底について

Q: 学級でのいじめを発見した場合、「即日対応」って聞いたので、すぐに担任だけでいじめ対応を行い、解決させていいですか？

A: 「即日対応」の意識をもって対応にあたることは大切ですが、いじめ対応は学校組織として対応することが求められています。

【いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針】

【対応例】

担任 → 学年主任 → 校長・教頭への報告 → 学校いじめ対策組織での打合せ
 (相談を受けた教員) (学校いじめ防止基本方針に定めたメンバー
 例: 校長・教頭・学年主任・担任 など)



なるべく相談を受けたその日のうちに行いましょう。



1人で抱え込まず、
 「みんなですぐに対応」
 を徹底しましょう！

(協議内容例)

- ・児童生徒への聞き取りをいつするのか。
- ・今後の役割分担はどうするのか。
- ・被害者の保護者へどのように情報共有するか。
- ・関係機関と情報共有が必要か。

被害者を守りましょう

いじめの指導では、いじめを絶対に許さないという強い認識をもち、いじめられている児童生徒を守るという姿勢で対応します。そのため、学校は被害児童生徒を守り、安心・安全な環境で学校生活を送れるようにすることが求められます。

【参考：法第23条】



いじめではないかと疑われる事案が発生したら…

！組織で動くことが重要です！

「学校いじめ防止基本方針」は、職員全体で認識されているでしょうか？職員会議や職員研修などで確認してみましょう。

① いじめ情報をキャッチ

② 組織的対応

③ 再発防止

「いじめが事実かどうかを確認すること」よりも、
「いじめられたと感じている児童生徒がいること」をもってスタートする。

重要!

- ① 情報を収集し、学年主任や校長・教頭に情報を共有
※担任等による抱え込みは法令違反となり得る(法23条)
- ② 学校いじめ対策組織で認知し、指導・支援体制を組んで対応
・児童生徒への支援・指導(被害者への支援、加害者への指導)
・保護者との連携(被害者保護者への支援、加害者保護者への助言)
・必要だと思われる場合は関係機関(教育委員会、警察、児童相談所等)と連携
- ③ 被害者の心のケア、見守り体制の確認、再発防止に向けた取組

※担任や学年で抱え込まずに、職員間で共有することで、様々な観点でその事案を見ることができ、対応も迅速に進みます。いじめがあるからダメな担任(学年)ではなく、『いじめはどこでも起こるもの』という認識をもち、『いじめが起きてから・いじめが起こる前』の対応を考えていくことが大切です。

【参考：いじめ防止対策推進法 第23条】



チーム学校で
とりくみましょう！



いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること(目安として3か月)
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
(本人及び保護者に対して、面談等で確認)

◎「及び」は「も」と同じ意味です。つまり、被害者の児童生徒と保護者のどちらも「いじめが止んだ」と判断して、ようやく解消になります。そのためにも、いじめ発生時に、被害者の保護者にはきちんと伝えておく必要があります。

～いじめ認知への意識を高めよう②～

いじめの積極的な認知と環境づくり

文部科学省では、『いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。』また、『いじめを認知していない学校にあっては、…解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。』と考えています。

参考：令和7年度生徒指導基幹研修
(総崎 由希) 講義資料



ポイント

積極的ないじめの認知が、「いじめ見逃しゼロ」につながります。

いじめが生じやすい学級の特徴



- 1 善悪の基準がしっかり示されていない。
- 2 児童生徒をほめるより、注意が多い。
- 3 一部の児童生徒に活躍の場が偏る。
- 4 児童生徒の人間関係が複雑で、教師が関係性を十分に把握しきれない。

参考資料：生徒指導リーフ・Leaf8 「いじめの未然防止Ⅰ」（平成24年9月）

【いじめを生まない環境づくりといじめの早期発見、早期対応】

- ①授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくる（“居場所づくり”を進める）など常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導が、いじめの発生リスクを抑えます。
- ②いじめが発生してしまったら、いじめ加害者のストレス（ストレスをもたらすもの）を外し、いじめのおこらない環境をつくるのが有効です。

参考資料：生徒指導提要 困難課題対応的生徒指導（令和4年12月改）
生徒指導リーフ・Leaf8 「いじめの未然防止Ⅰ」（平成24年9月）

学校いじめ防止基本方針について

Q:学校いじめ防止基本方針について、4月頃に資料が配られて説明を受けました。その後、いじめの対応をしてきたけれど、見直しをしなくてもよいのかな。



A:「学校いじめ防止基本方針」は、各学校のいじめの対応方法を示しています。そのため、一度作って終わりではなく、改善の必要があると判断した場合には、その都度「学校いじめ対策委員会」で見直しを行いましょう。

【参考:いじめ防止対策推進法 第13条】

「学校いじめ防止基本方針」の改定の流れ

・4～5月が望ましい

・必要だと思われるとき

・見直した後



職員に周知



見直し



職員に周知

いじめ対応において各学校が年度当初に確認すること

基本のチェックポイント！

- 昨年の「学校いじめ防止基本方針」は、今年度見直しをしていますか。
- 職員会議等で周知徹底していますか。
- いじめの対応方法を職員は知っていますか。
- 教育課程に基づき、学習や特別活動などを通じて継続的にいじめの未然防止に取り組んでいますか。
- 速やかに情報が共有され、対応できる体制ができあがっていますか。

【参考資料:生徒指導提要 第4章】



これにより、

- 教職員がいじめを抱え込むことがなく、組織として一貫した対応をすることができます。
- 組織対応の方針を示すことにより、児童生徒や保護者の安心感やいじめの抑止につながります。

チーム学校で取り組むことが大切です！！



SNSなどのネット上のいじめの対応

誹謗・中傷の削除の流れ（例）



- ・ネット上のいじめを発見
- ・児童生徒・保護者等からの相談



【児童生徒と保護者】

【学校】

①誹謗・中傷などのいじめにあたる場合には、警察等に相談する際に、必要となる可能性があるため、スクリーンショットや、プリントアウトをして保存

①警察に相談・設置者に報告

学校側は、二次拡散（加害側）にならないように、ネットへの書き込み内容の保存を慎重に行いましょう。学校が勝手に写真を撮ったり、プリントアウトをしたりするのは危険です。そのため、保護者に確認をし、協力をお願いしましょう。

②学校は被害児童生徒とその保護者と相談して、どのように進めるか協議

被害者の状況が心配な場合

③スクールカウンセラーのカウンセリングやスクールロイヤーの法務相談等を実施

④加害生徒への聞き取り

③保護者が警察に相談

⑤加害者側への指導と加害者（または拡散先）の保護者へ削除要請

削除を確認後、被害児童生徒とその保護者と、学校で面談等



具体的な対応

SNSトラブル発生時の学校の対応は、まず保護者と情報共有する場を設け、内容によっては警察(学校と警察の連絡制度を活用し、日頃から連携を図ることが重要)やその他の関係機関へ相談をすることです。

さらに、児童生徒の状況を把握し、必要に応じてスクールカウンセラーや専門機関、教育委員会等と連携し、適切な指導や支援を行います。

また、トラブルが起こった場合には、関係者全員と状況を把握し、問題解決に向けて対応します。

1. 相談体制の整備

- ・保護者と連携し、生徒のSNS利用状況やトラブルについて情報共有する場を設ける。
- ・スクールカウンセラーや専門機関と連携し、生徒の心のケアやアドバイスを行う。



2. 状況把握と事実確認

- ・トラブルに関わる児童生徒から話を聞き、事実関係を確認する。
 - ・SNSの投稿内容や履歴を記録し、必要に応じて被害者や情報提供者がスクリーンショットなどで保存する。
- (※ 必ず保護者とも情報共有・許可確認をして進めてください。)

3. 対応策の検討と実施

- ・必要に応じて、SNSの削除や発信者情報の開示請求を検討する。
- ・トラブルの原因や状況に応じて、指導やカウンセリングを行う。
- ・警察や弁護士、投稿されたサイトに相談することも検討する。



4. 予防策の実施

- ・SNS利用に関するルールやマナーを指導する。
 - ・SNSトラブルに関する啓発活動を行う。
 - ・保護者向けのSNSトラブルに関する情報提供を行う。
- ※予防については、日頃から繰り返すことが望ましい。

注意点

- ・児童生徒からの聞き取りを通して、状況を正確に理解し、適切な指導を行うこと。
- ・SNSでのトラブルは、個人情報の流出など、法的な問題にも発展する可能性があるため、専門機関と連携し、適切な対応を心がけること。

